

令和7年6月定例会
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年6月19日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年6月19日（木） 午前9時6分
閉 会 日 時	令和7年6月19日（木） 午前10時33分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悦子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 3 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 6 4 号	令和 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（危機管理）

危機管理監

沼上 勝

危機管理課長

田中 希

（市民生活部）

市民生活部部長

田島 盛明

市民生活部副部長

高橋 亮介

市民生活部参事兼自治振興課長

金子 学

市民課長

加藤 勝美

国保年金課長

宮澤 多喜也

国保年金課副参事

金子 康信

（環境経済部）

市民生活部部長

長澤 和弘

市民生活部副部長兼農業委員会事務局長

藤村 弥

市民生活部副部長

渡辺 信昭

市民生活部参事兼環境課長

小林 勝

市民生活部参事兼農政課長

板倉 秀行

商工観光課長

川口 修

道の駅整備プロジェクト課長

酒井 孝之

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

田村 邦博

吹上支所副支所長

吉田 勝彦

川里支所副支所長

中越 好康

書 記 藤平 美由紀

書 記 椎橋 綾乃

（開会 午前 9 時 0 6 分）

（委員長） それでは、これより市民環境常任委員会を開会いたします。
委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と竹田悦子委員に
お願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分、議案第64号
令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議案2
件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、執行
部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、
ページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いし
ます。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、
よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長） 異議なしということですので、決定をいたします。
初めに、議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）の
うち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（橋本） おはようございます。それでは、私、通告もさせていただいて
おりますので、通告に従って少し質問をしたいと思います。

歳入の9ページの先ほど説明いただきました新しい地方経済・生活環境
創生交付金について質問したいと思っております。まず、これマルチコ
ピー機の事業に、先ほど説明もいただきましたが、充当財源ということ

であります、ほかにどのような事業を検討したのか、またこれがほかにどのような事業に活用ができるのか、まず最初に伺いたいと思います。

（市民課長）詳細につきましては、ほかに検討したものがあったということは聞いておるのですけれども、ちょっと市民課としては詳細な内容について具体的には承知していないということです。最終的にマルチコピー機のみ申請して、国の審査を経て交付金の交付決定に至っているということです。そのほかどのような事業に活用できるかということなのですけれども、県内の交付状況を確認したところ、自治体の窓口のDX推進とか手続のオンライン化、あとは地方公共交通事業とか、介護認定業務のデジタル化とか、あとは公共施設の予約、GISの活用、あとは各種情報発信事業などに活用されております。

以上です。

（橋本）基本的にはデジタルと、DXに関するものしか使えないということと理解してよろしいのでしょうか。

（市民課長）この交付金につきましては、そうです。デジタル技術を活用したものということになっています。

以上です。

（橋本）この交付金は、先ほど3年と言ったのですか、これ毎年あるものなのか、あとまたこれ上限とかそういうのがあるのか、それを伺いたいと思います。

（市民課長）この交付金につきましては、これまで田園都市国家構想交付金とかという形であったのですけれども、今回新たに新地方創生交付金ということで国のほうで予算措置されています。これはあくまでも国の地方創生の事業の政策の一環ということですので、国の政策にちょっと依存するかなと思いますので、今後どういうふうになるかというのはちょっとはつきり分からないというのが実情です。

以上です。

（橋本）分かりました。

それでは、歳出の13ページの中小企業勤労者定期健康診断補助金について質問させていただきたいと思います。1人当たり2,000円ということ

で、73人分が不足だと思いますが、この当初の予定人数とその計算根拠はどこにあるのか伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

当初の想定人数は、過去3年度の補助実績の平均である23人と6年度中に7年度に補助金の申請の希望があった人数の50人を合計した73人として計算をさせていただいております。

以上です。

（橋本）その根拠、人数って、基本的に少ない感じがするのですけれども、もっと人数多いと思うのですけれども、そういった点は考慮していないのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

過去5年間で急激に申請者数が増加している傾向は見えませんでした。また、過去の5年間で一番申請者が多かったのは55人となっておりますので、それよりも多い73人を計上しているので、当初の想定としては適切だったのかなと考えております。

以上です。

（橋本）これもっと増やすような手段とか、そういったことを市としては何かアクション起こしたりはしていないのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

市としては、ホームページやチラシの配架等々で皆様にお知らせをさせていただいている状況でございます。

以上です。

（橋本）不足がちょっと増えたのかもしれませんが、またもうちょっと増やすような手段が必要なのかなと思いますが、次に私もホームページを見せていただきまして、補助対象期間は3年を限度とすると書いてありました。この意味はどういったものなのか、また3年間補助があるのか、それとも4年目からゼロになるのかって、この意味がちょっとホームページで見て分からなかったなので、それについて伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

本制度は、1年度で1回、3回まで補助金を交付することとなっております。同一事業所での4回目の補助金の交付はございません。

以上でございます。

（橋本）分かりました。

次に、これ50人未満ですよ。50人未満が対象ということですが、50人以上の企業に対しての補助金等は別に市としては何も考えていないということでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

本市では、従業員50人以上の事業所に対しての健康診断の受診に関する補助金等はございません。今後も今のところは考えておりません。

以上でございます。

（橋本）費用がかかるので、大変だとは思いますが、少しでもやっぱり健康診断を進めていくべきかなと思いますが、次に本市に対象になる50人未満の企業数は何社ぐらいあるのか、それは把握しているのか伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

令和3年の経済センサスによりますと、従業員50人未満の市内の事業者数は約3,200社となっております。

以上でございます。

（橋本）では、その3,200社ある中で申請していない、たくさんあると思うのですけれども、企業数を把握しているのか、また申請者の中ですか、診断の有無の確認はできているのか最後に伺いたいと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

補助金を申請していない事業者数は、申し訳ございません、把握はできておりません。また、申請をした事業者の健康診断の内容等の確認についてでございますが、補助金交付申請時に医療機関等が発行する定期健康診断受診証明書と受診内容が分かるものの写しの提出を受け、確認しております。

以上でございます。

（大塚）同じく13ページ、商工観光課の部分であります。初めに伺いた

いのは、今回 1 人当たりの補助金が 2,000 円と示されています。利用期間、内容等によって違いがあると思いますが、具体的に 1 人当たりの検査料、実際にどのくらいかかるのか、これについてはおおむね把握をされているでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

実際に医療機関や企業等で確認したわけではないですけれども、インターネット等で確認した際には、相場としては 5,000 円から 1 万 5,000 円の間と。やはりこれは受診の人数等々でかなり変わってくるということでございます。

以上でございます。

（大塚）2,000 円という金額が結果としては、たかが 2,000 円、されど 2,000 円ということで、しかしながら補助対象となっているところにとっては、その 2,000 円であっても現状では有効な金額もしくは妥当な金額という、そういう認識をお持ちなのか。それから、金額について今後検討して、増額、減額等については議論をされているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

県内の同じような制度を持つ自治体のほうを調べますと、2,000 円が高いとか安いとかというのは特にないかと考えております。また、この 2,000 円については、今のところ担当内においては、この金額について協議は今のところはしておりません。

以上でございます。

（大塚）他地域との比較で質問いたしますが、この補助制度なるものが近隣の市町村では同じように実施をされているのかどうか、まずその点を伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

近隣市ですが、行田市、北本市、桶川市、上尾市、熊谷市、加須市を調べたところ、市としてこのような制度はないということでございました。以上でございます。

（大塚）近隣では見当たらないということではありますが、埼玉県内全体では実施しているところがあるかどうか、これについては調査をされて

いるのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

埼玉県内では、調べる限りでは、鴻巣市ほか3市が行っております。

以上でございます。

（大塚）最後の質問です。

これ冒頭に伺えばよかったのですが、この補助制度、補助金は何年からの事業開始でしょうか。これは最後の質問です。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

こちらの制度につきましては、昭和55年4月からの制度でございます。

以上でございます。

（竹田）では、一番最初の新しい地方経済・生活環境創生交付金のマルチコピー機のところについてお聞きをします。

今回、申請をしていて、国が採択をしたという受け止めで、いわゆる財源内訳の構成ですけれども、先ほど効果とかいろいろお話をされました。ほかにいろいろ、内閣府が出している地方創生推進事務局地方創生推進室のホームページを見ると、例えば防災、それからあと生活環境とかいろいろ、あと買物とか、医療とか、交通とかやっています。そういう点からいうと、結構一番全国的に採択されている事業の中ではいわゆる防災、今の時代ですから、防災についての申請が行われて、630の自治体はその交付の対象になったということも報告されていますが、新しい地方経済・生活環境創生交付金で防災関係では、いらっしゃいますので、あえてお聞きしますけれども、申請をされているのかどうかをちょっとお聞きします。

（危機管理課長）お答えいたします。

危機管理課といたしては、この交付金の中の地域防災緊急整備型というのがありまして、こちら令和6年の補正という形、国のほうの予算、こちらのほうに本市としましても申請をしております。

以上です。

（竹田）それで、やはり使い方で例えばマルチコピー機にしたということで、所有者数というのが、所有者率ですか、行政報告の中でされてい

るのですけれども、マイナンバーカードを持っていない限りマルチコピー機というのは使えないわけで、そういう点からいうと、所有者数の中にはいわゆる現在生きている人が実際に所有しているということの下でマルチコピー機が使えるというふうになるのか。以前は交付数ですから、交付したものだから、どんどん、どんどん数字としては膨れ上がっていきますけれども、その人が生きているか死んでいるのかも分からないということだったのですけれども、実際に所有者数ということで行政報告をされていますけれども、数というか、割合ですね、そののは実際生きているとか死んでいるということも確認しながら所有率になっているのでしょうか。マイナンバーカードとの関係でマルチコピー機を使うに当たっての問題です。

（市民課長）行政報告で報告されている数字ですけれども、これ保有枚数率ということで、今までは交付枚数ということで延べ枚数だったのですけれども、これですと亡くなった方とかも入ってしまっていて多くなってしまいますので、実数です。実際持っている人という意味で。生きている人ということです。所有している割合という意味でそれ報告はしています。

以上です。

（竹田）ということは、所有枚数は率で出していますけれども、その方たちは基本的には生存が確認されている方の所有枚数率という受け止めでよいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

（市民課長）そのとおりでございます。

以上です。

（竹田）このマルチコピー機の設置先が市民活動センターに置くということで、実際にマルチコピー機を使って住民票を取ったりとかしている人数も行政報告の中では件数と枚数とかというので増えてきていますよということでした。その中で、これが確かに遠くまで、県外にいたときでも使えたり、いろいろするわけですが、持っていない方への配慮というのはこの事業の中ではどのようにされてくるのでしょうか。国との中ではそういうやり取りがされているのかどうか、ちょっと確認したいと

思います。

（市民課長）基本的な考え方なのですけれども、マイナンバーカードを所持していない住民への対応ということだと思えるのですけれども、基本的にはマイナンバーカードを取っていただくというふうに案内していった普及率を上げるというのが基本的なスタンスになります。

以上です。

（竹田）マイナンバーカードを所有していただくために、普及のためにいろいろ国が事業を進めながらやっているという、それ意図だと分かりました。今回同じ補正予算の中で後期高齢者分の資格確認書を前は全員に今度交付するというふうになったわけです。だから、そういう点からいうと、マイナンバーカードに国保や後期高齢者医療のひもづけをしたけれども、実際に、高齢者の皆さんですから、なかなか使いにくいということと、あと医療の窓口ではトラブルが発生しているということを考えて、そういう現状も考えて今回の後期高齢者の363万9,000円が補正になっています。それとの関係で、マイナンバーカードを持つことが本当にメリットになっていくのかというのは私非常に疑問なのです。だって、あえてまたいろんなものをひもづけしたけれども、後期高齢者医療のところでは全員に無条件に交付して、これまたお金を追加補正になるわけですから、そういう点でこういう事業の仕方というのは本当に効率性のあるものになっていくのかというふうにちょっと疑問なのですけれども、この辺はどのように評価されているのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時31分）



（開議 午前9時31分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（市民生活部長）今の竹田委員の質問に市民生活部としてのお答えをさせていただきます。

後期高齢の繰出金のほうの補正につきましては、先ほど説明させていただいたとおり4月3日になってから国のほうの方針が変わって、急遽か

かる費用になってしまったということで今回補正をお願いすることになりましたので、その理由としては、後期高齢の方というのはスマホの使い方もちょっとままならないというところで、その辺の配慮を含めて国のほうがもう1年資格確認書のほうを出すようにという通知を出したものと考えております。マルチコピー機のほうに関しては、やはりマイナンバーカードの普及ということをまず第一に置いていますので、それを普及していくために、全国各地、また基本的にはマルチコピー機が使える時間につまましていつでも発行できるというメリットがありますので、マイナンバーカードの普及ということを考えての事業になりますので、相対的に関係があるかということ、なかなか難しいところであるのですが、将来的には後期高齢のほうも令和8年の8月までということで国のほうも現在示しておりますので、その後につまましてはマイナンバーカードを主体とした施策になるものと考えております。

以上です。

（竹田）これは見解の相違なので、一生懸命いろいろ保険証のひもづけをするために、1回5,000円1人当たりやりますよというので、銀行口座にひもづけするとまた5,000円というふうなことをどんどんやって活用したらスムーズにいくかと思うと、なかなかいかないという、本当にこの税金の使われ方って非常に私は問題だというふうに思いますが、そういう点からいうと、例えば今後、マルチコピー機との関係でいうと、健康保険証、あるいは後期高齢者保険証は市町村がやっているからそんなに問題ないと思うのですけれども、振り仮名をつける、本籍地のあるところに振り仮名をつける、あなたのこれでいいですねという交付が行くようになるのですよね。そして、それで正確な戸籍上の振り仮名をやって、もし間違っていたらマイナンバーカードの訂正をするようになるのでしょうか。それとの関係でマルチコピー機との活用はどのようなようになっていくのか伺います。

（市民課長）氏名の振り仮名という、関係ということでよろしいですか。

（竹田）聞き方が悪い。これから本籍地のあるところからあなたの振り仮名はこれでよろしいのでしょうかというので連絡が行くと思うのです。

それで、間違っていたりとかした場合には訂正したものを、マイナンバーカードに再度訂正にするのかどうか。そういう作業が実際に行われるのかどうか。それを、だってマルチコピー機で読み上げるわけですから、その点ではどういう手順になっていくのか伺います。

（市民課長）まず、マイナンバーカードに振り仮名が振られるかどうかというのは、まだ法律施行されていませんので、今予定されているのが令和8年6月頃となっていますので、現在カードに振り仮名は振られていませんので、電子証明書にも振り仮名振られていませんので、令和8年6月時点で有効な電子証明書についてはそのまま有効期間満了まで使えます。改めて振り仮名が必要な人は申請をしていただくような形になりますので、経過措置がありますので、そこら辺は手続きが必ずしも必要であるということではないです。

以上です。

（竹田）分かりました。ということは、今は。

（何事か声あり）

（竹田）ごめんなさい。マルチコピー機はマイナンバーカードを読み取るためにあって、それで制度が変わればこのマルチコピー機そのもののシステムも変えていくようになっていくのかどうか、そこら辺はどのような通知が来ているのでしょうか。

（市民課長）これは振り仮名の関係ということでもいいのですか。当然住民票の写しの公証事項として振り仮名が入ってきますので、そこら辺は振り仮名を入れた証明書ということで改修する必要がありますけれども、一応改修する必要があるということです。

以上です。

（竹田）では、あと最後、今回後期高齢者の資格確認書は無条件に全ての人に出すための補正で、これは後期高齢者特別会計ともちょっと関連するので、この金額というのは何人分で、例えば郵送すると思うのですが、この郵券料も含めた中身になっているのか、この内容についてお答えをいただきたいと思います。

（国保年金課長）こちら今回マイナ保険証をお持ちの方についても全て

の方に資格確認書をお送りすると。そうすると、今回 8 月更新に向けて年次の方に全て資格確認、今まで従来のものにつきましては資格確認書といわゆる普通郵便の資格情報のお知らせというのをお送りすることになっておりました。ですから、それを資格情報のお知らせを送る方につきまして、全て資格確認書を、特定記録郵便 1 通 210 円上増し、1,000 通以上ですと 199 円が追加加算になるのですけれども、その分が追加加算になりまして、要するに普通郵便で送る資格情報のお知らせの方につきまして特定記録郵便で送るということで、一応今のところその年次更新で約 2 万 430 人の方に、後期高齢者の被保険者の方大体推測でいますので、その方につきまして全て特定記録郵便でお送りするということになりますので、当初予算との差額で今回提出させていただいた補正予算の金額を積算させていただきました。

以上でございます。

（竹田）これは普通郵便ですよ。簡易書留ではないですよ。資格確認書という部分も含めて郵送、全ての人に無条件でやるわけですから、そういう点ではこれ、この内訳はどういう方法で送るのか確認したい。

（国保年金課長）資格確認書では特定記録郵便という、簡易書留のちょっと 1 つランクが下がるというか、そうしたこと、事実が記録として送る特定記録郵便でお送りすることになります。普通郵便ですと、ただ送りっ放しで、いつ届いたかということは分かりませんが、特定記録郵便ですと具体的に何月何日に、いつにご自宅のポストに入れたということが記録される郵便でありますので、紛失等を予防する目的で資格確認書の方全て特定記録郵便で今回お送りさせていただくことになります。

以上でございます。

（羽鳥）それでは、新しい地方経済・生活環境創生交付金なのですが、この交付金が第 2 世代交付金と呼ばれるゆえんについて、まずお聞きをいたします。

（市民課長）これは地方創生の国の取組ということで、新たに新しい地方経済・生活環境創生交付金ということで令和 6 年度の国の補正予算で

創設された国の重点政策という位置づけで、そういう意味で日本経済の成長の起爆剤ということで、新たな制度といいますか、そういう趣旨といいますか、そういう位置づけで第2世代交付金ということでこういう制度をつくったというふうに理解しております。

以上です。

（羽鳥） それでは、このマルチコピー機なのですが、これ購入1台ですよ。設置場所、あとこれ随意契約でやられるのかどうか、その確認をさせていただきます。

（市民課長） マルチコピー機につきましては、既に市民課の脇と、あと市民センターに設置しております。これ同じベンダーになるのですけれども、いろいろ保守の関係とかで経費もかなり安くなるということなので、同じベンダーになるのですけれども、随意契約となります。

以上です。

（羽鳥） この交付金ですが、旧制度、従前の取扱いに基づき申請を行う継続事業としてあるわけなのですが、今後どのような形でこの事業の発展があるかをお聞きいたします。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時42分）

◇

（開議 午前9時43分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市民課長） これにつきましては、あくまでもマイナンバーカードの普及促進ということで、この機会にマルチコピー機を設置することでその契機とするといいますか、きっかけとするというか、そういう目的で今回申請をして交付を受けています。

以上です。

（羽鳥） マルチコピー機なのですが、これやっぱり時代に変遷してだんだん古くなっていきますよね。そうした場合の入替え、その検討というのはどのようにされているかお聞きいたします。

（市民課長） こういう機械ですので、おおむね5年が保守の目安になり

ますので、5年後、必要性がどうなるかはちょっと分からないですけれども、基本的にはデジタル技術を活用したサービスというのは継続的に提供は必要だと思いますので、その時々における最新の技術を利用して住民サービスを提供できるように努めていきたいと思っています。

以上です。

（羽鳥）次に、13ページなのですが、中小企業勤労者定期健康診断補助金なのですが、ちょっとこれ前任者の方も質問したのですが、3年を限度ということで、なぜ3年を限度ということにくくるのかをもう一度お聞きいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

3年を限度とさせていただいている背景には、数多くの企業のほうへ利用していただきたいという考えがございますので、特定の企業だけではなく数多くの企業で利用いただければと思い、この上限を3年間とさせていただいております。

以上でございます。

（羽鳥）この制度のほうは労働安全衛生規則の第44条に定める定期健康診断に伴って行われていると思うのですが、ここにおいて健康診断の項目、これはやはり全国一律で決まっているかどうかをお聞きいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

労働安全衛生規則44条に規定されている定期健康診断ということで、具体的にちょっと申し上げると時間がかかりますので、全部で11項目、これは規定されております。

以上でございます。

（羽鳥）前任者の質問の中で、鴻巣市内で3,200社、50人未満の会社があるということをお聞きしたのですが、やはりその中での申請が非常に少ないと思っています。補助金を申請しない企業に対して何らかのアプローチをしているのかどうかをお聞きいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたが、市のホームページでの啓発、チラシの配架の啓発、あともう一つちょっと言い忘れておりました。商工会を通じてご

案内もさせていただこうかと考えております。

以上でございます。

（羽鳥）前任者の質問の答弁のほうであったわけなのですが、やはり健康診断、1人当たり1万円プラス・マイナス5,000円ぐらいのなかなか大きな額がかかっているわけなのです。その中で2,000円補助が出るというのは非常にありがたい話だと思うのですが、それをなぜ使わないのかと考えると、非常に奇異に感じます。その点について、やはり企業家であれば1円のコストを削減するのにもう毎日血と汗と涙を流しながらやっている、そういうことでしょうかから、このような補助金があれば使わない手はないと思うのが企業家であると私考えますが、その点についていかがお考えかお聞きいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりであると思います。今後は、私どもも事あるごとにこういった形のものがある補助制度の説明等々をいろんな場所でさせていただき、なるべく皆様にご利用いただきたいと考えております。以上でございます。

（羽鳥）最後に、この第44条に定める定期健康診断なのですが、これをやらない企業があった場合、どのようなペナルティーがあるかをお聞きいたします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

こちら健康診断全体にいたしましては、労働安全衛生法66条に基づき、労働者に対して医師が行う健康診断を実施しなければならないという規定がされておりますので、これに違反しますと50万円以下の罰金という規定が設けられております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）マイナンバーカード普及促進のために、いわゆるマルチコピー機購入のために新しい地方経済・生活環境創生交付金を申請し、そして国が採択をしたことによって財源内訳の変更がある補正予算です。５年に１回ずつマイナンバーカードというのは更新しなければなりません。そのマイナンバーカードに様々なものをひもづけしていますが、医療情報など、まだまだ現場ではトラブルがあります。そういう点からいうと、国が進めているマイナンバーカードの普及促進というところであえてこの新しい地方経済・生活環境創生交付金を申請している市の姿勢が問題であることを指摘し、反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（なし）

（委員長）ほかに賛成または反対討論はありますか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時51分）

（開議 午前10時12分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第64号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）では、先ほどの議案でも質問あったので、何点か質問させていただきたいと思います。

まずは、この後期高齢者でマイナンバーカードを保有している、ひもづけしている方って、先ほど聞いた2万430人の中で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。マイナンバー保険証。

（国保年金課副参事）お答えさせていただきます。

後期高齢者の方のマイナ保険証の利用登録割合なのですが、毎月上旬に後期高齢者医療広域連合から通知が届きまして、5月末時点の数字となりますが、被保険者数2万430人のうち、マイナ保険証の利用登録者が1万4,098人ということでした。割合にしますと69%となります。

以上です。

（橋本）そうすると、本来は登録していない方にこの資格証明書を発行するという段取りだったのが、実はここは国からの通達で全員に資格証明書を出すという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

（国保年金課副参事）委員おっしゃるとおりです。

以上です。

（橋本）何かあと1万人ぐらいですから、本当はあれですけども。

あと1点、さっき聞いた特定記録郵便、これで例えば高齢の方、対象の方が着いていないよとか、そういったケースとかはあるのでしょうか。

（国保年金課長）基本的に特定記録郵便は、例えば郵便物をポストに入れると、例えば今日は6月十何日10時15分に入れたということで記録が残ることになります。ですから、そこに間違いなく郵便局職員が入れたという証拠になりますので、当然ポストの中に、見ていただければあるというふうな記録になりますので、一応届いているものというふうに我々は解釈しております。これが普通郵便ですとそういう記録がないので、そうすると届いた、届かないというのはちょっと分からなくなりますが、そのことの紛失というか、間違いなく届けたという記録を確約するため、当然資格確認書、従来の被保険者証に代わる身分証明にもなり得る大事なものですので、そういう特定記録郵便というものでお送り

しております。これが簡易書留ですと、基本的に郵便局職員が手渡しをしなくてはならないと。そうすると、手渡しをするということは当然ご不在の方もいらっしゃると思うことが多くなると思います。そうすると、それで郵便局に持ち帰って届かなくなると、こっちにまた持ち帰られてしまうということになりますと、結果的に届かなくなりますので、令和4年度から資格確認書、被保険者証の類いにつきましては特定記録郵便で本市につきましては送付させていただいております。

以上でございます。

（橋本）これこういった特定記録郵便というのは、県内も全国的にもそういったような形で配達をされているということなののでしょうか。

（国保年金課長）特に従来の被保険者証、今回の資格確認書も何の郵便で送付するかということで特に国とか法令とかで決められてはいないのですが、後期高齢者医療広域連合とも簡易書留もしくは特定記録郵便等で当然送付することが好ましいということになっておりますので、他自治体も特定記録郵便もしくは簡易書留等で送付していることが現状でございます。

以上でございます。

（竹田）今回の補正額は363万9,000円で、当初予算で534万5,000円郵券料を計上しています。私は、当初予算と比べても結構大きい補正額だなというふうに受け止めているのですが、この数字のそれぞれ根拠というか、それをお示しいただきたいと思います。全員に送るということだったので、こうなったとは思うのですけれども、その数字の根拠をお示しいただきたいと思います。

（国保年金課副参事）お答えさせていただきます。

まず、当初予算の計上時には、マイナ保険証をお持ちの方には普通郵便でお送りする資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書をお送りする予定でしたので、送付の見込み件数としては今回増やさせていただいたわけではございません。ただ、普通郵便で郵送できるはずだと考えていた資格情報のお知らせの方にも資格確認書という特定記録郵便で送ることが望ましいと言われる郵便方法で送る資格確

認書をお送りすることになりましたので、当初、当初予算で普通郵便で送れると考えていた資格情報のお知らせが当初予算で1万4,500通ほどは考えていたのですが、この1万4,500通も特定記録郵便ということで、これは大量発送の割引を含めても1通当たり199円という増額が見込めますので、通数を増やしたというよりは特定記録郵便として送らなければいけない資格確認書に全部なってしまったために、資格情報のお知らせを送る予定であった一斉更新で1万4,500通につきまして特定記録代を追加させていただいたものです。

以上です。

（竹田）申し訳ない。そもそもの先ほど普通郵便と今度は特定郵便というふうにおっしゃって、今郵便料金が値上げになって、封書だと110円になりましたよね。その封書と同じ金額でもって市として郵便局に持ち込むときの金額というのは、最初は普通郵便だった。特定郵便と。その差の金額、それぞれちょっとお答えいただきたいと思います。

（国保年金課副参事）こちら郵送するのはこれから、7月にお送りする一斉更新時と、あと毎月75歳に新たになられる方に送るときで単価は少し変わるのですが、一番もうまず今我々が、担当が事務を進めている7月発送予定の一斉更新について申し上げますと、今委員おっしゃっていたとおり通常郵便110円なのですが、大量発送割引によりまして96円で計算しています。そこに対して、資格情報のお知らせであれば96円で送れるなということで計算していたのですが、これにつきまして、全て資格確認書でお送りすることになりましたので、特定記録郵便として、これ通常1通210円の追加なのですが、大量に発送するということで割引後で199円。ですので、1万4,500通、あるいは毎月の月例でさらにそれ以上に増えるのですが、やはり1通当たりもう約200円が増加されるということで今回補正をさせていただいたところです。

以上です。

（竹田）ということは、財源は一般会計から事務費として補正がありました。でも、国からは全員にねというふうなことを方針として示すわけだから、国からのいわゆる交付税なり補助金では財源補充というのはあ

るのでしょうか。

（国保年金課長）そちらのご質問ですけれども、4月3日の通知にそのことにも触れられておりまして、当然今回国の通知に、通知というか、あれによって増えますので、今回、暫定運用の継続により、いわゆるかかります経費については別途特別調整交付金により措置する予定で、詳細については確定次第別途お知らせするというふうな連絡がございます。でも、ただし今日現在まだお知らせいただいていないので、具体的にどのような交付金なり、どのような手当てが来るかはちょっと分かりかねますけれども、その4月3日の通知に合わせてかかります経費につきましては何か特別調整交付金等で手当てされるというふうに通知が来ております。

以上でございます。

（高橋）すみません。では、議案第64号の9ページの歳入について質問させていただきます。

ちょっと前任者のところと、あとは先ほどの63号のほうでも説明があったのですけれども、あと同様に今説明があったとおり今回って国の制度の変更によってこういうふうに対応になったと思うのですけれども、結局は市の財政に影響が出てくるものということで、今回363万9,000円は計上されているのですけれども、またこれから国の制度の変更みたいになったときというのはまた、今回一般会計のほうから先ほどのお金、国からのお金がまだ決まっていないということでしたけれども、一般会計のほうから繰入れになるかなと思うのですけれども、その辺りというのは、市としての財政の確保みたいなのところというのはどのようにお考えでしょうか。要するに毎回、毎回というか、また同じように来たときにまた結局一般会計からお金を。

（国保年金課長）後期高齢者特別会計ですので、基本的に一般会計から事務費等は繰り入れて財源として確保するというのがもう決まりというか、そういったものになりますので、今回は国の通知で急遽事務費等が発生しましたけれども、今後も当然財政当局ともご相談しながら一般会計から確保するのが担当課としては考えております。

以上でございます。

（高橋）分かりました。要するにそういった場合は一般会計のほうから繰入れが必要になってくるということも想定というか、ある程度しておかないとこういうことが起きるということですね。分かりました。

あと、もう一点、今回後期高齢者の方が対象になると思うのですが、資格確認書の発送に伴って、高齢者の方が対象になると思うのですが、窓口等の問合せとかというのが増加することというのは見込まれるものなのですか。ちょっと今回郵便の郵便物、199円のものしか計上されていなかったのですが、現場の市の職員の負担ということとは想定はされているのですか。

（国保年金課長）今回むしろ資格確認書をお送りすることによって市町村への問合せが減るだろうと、むしろ今まで資格確認書ではなくて資格情報のお知らせになってしまった場合、マイナ保険証をひもづけて、ちょっと機器等に慣れていない方につきましては、病院で今までと同じような、今まで資格確認書、7月31日まで有効なものは持っていっていらっしゃるのですが、急に8月1日以降、また同じものを持っていても有効期限が切れていますと。そうすると、次の資格確認書がないので、マイナ保険証を本来は提示するべきなのですが、それがなくて資格情報のお知らせが行ってしまうと、逆に市町村の問合せが増えてきてしまうので、逆に今回皆さんに資格確認書をお送りすることによって、従来の被保険者証に代わるものですので、逆に今回の趣旨としましてはむしろ市町村の窓口で問合せが集中するおそれを緩和するために今回資格確認書を全員にお送りするというのが一つの目的であるというふうに判断しております。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。きっとそういう目的なのだろうなというのは重々理解しているのですが、75歳以上の方が今いろんな様々な事件とか起きている中で届いたもので理解がしづらく、ではちょっと市役所のほうに連絡を入れようかなとかという、そういったこととかがもしかしたら増える可能性があるのかなというのを何となく、そうす

ると現場が大変になってしまうのかなということをちょっと心配したのですけれども、そういったところというのは問題ないということで大丈夫ですか。

（国保年金課長）ご質問のとおり、やっぱり75歳の方は高齢ですので、役所の通知物って何が行ってもちょっとよく分からないので、電話もしくは窓口等で問合せすることはやはり多いのが現状でございます。そのときは担当者もしくは国保年金課の総力を挙げて当然懇切丁寧に説明は努めておりますので、なかなか高齢になりますと通知物の意味が分からないということはちょっと間々ありますけれども、それにつきましては丁寧に今後も説明を継続していきたいと思えます。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございました。ということ踏まえて質問の趣旨というのが、そういったことで職員の体制だったりとか、配置のそういうのも踏まえて今回は補正予算というか、というところも立てているのかというところを最後にお聞きします。

（国保年金課長）従来の被保険者証の更新、もしくは年次更新等も後期高齢者の方全員の方に通知も差し上げますので、そのやり方は基本的に今年度も通知物の内容は変わりませんので、例年と同じように、当然その時期は一番窓口、電話問合せの混み合う時期でありますけれども、担当所管課で懇切丁寧に説明してまいりたいと思えます。

以上でございます。

（竹田）今回国が方針転換したのですけれども、その方針転換したことの要旨についてはどのように通知されてきているか、その中身だけ教えてください。

（国保年金課長）今回の要旨としましては、昨年12月以降、マイナ保険証の利用率は上昇しているものの、後期高齢者のマイナ保険証の利用率は他の年代と比較し相対的に低い状況にあるということの要旨がござえます。それで、仮に今回、本年7月31日に発行済みの被保険者証が有効期限を迎え、資格確認書を希望する方からの申請が市町村に集中するおそれがありますというようなことの要旨として書かれておりました。た

だし、こうした混乱を回避する仕組み、マイナ保険証を検討する仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和８年８月の年次更新までの間、暫定運用を継続するということが主な趣旨でございました。

以上でございます。

（竹田）分かりました。かなり低いというふうに、国はそういう数値を出したと思うのですが、その数字については何か示されているのでしょうか。先ほど69%の方が保有しているということと、その利用率がかなり低いということで、先ほど他の委員も質問をしましたけれども、確かに高齢になるといろいろな理解力が非常に以前に比べたら悪くなるということも含めているのですけれども、利用率が低いという実際の数字というのは国からは何か示されていますか。なければないで結構ですけれども。

（国保年金課長）今回の通知に伴いまして、具体的な数字、利用率とかの数値のほう等は示されてはございません。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 令和７年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１

号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時33分)